

IODA 世界選手権・IODA アジア・オセアニア選手権・IODA ヨーロッパ選手権

2019 年 JODA ナショナルチーム最終選考会

福岡県福岡市西区 福岡市ヨットハーバー 2019年3月20日(水)~3月24日(日)

帆走指示書

略語

SP	レース委員会、テクニカル委員会が審問なしに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味
	する。これは規則 63.1 及びA5 を変更している。当該委員会はその規則の違反を抗議することもで
	き、その場合、審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。

1 規則

- 1.1 本大会は、2017-2020 セーリング競技規則(以下「RRS」という)に定義された規則を適用する。
- 1.2 RRS 61.1(a)を次の通り変更する。

「抗議しようとする艇は、フィニッシュ後直ちにフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇に 被抗議艇を伝えなければならない。」を追加する。

- 1.3 **[NP] [DP]** RRS 40 及び第 4 章の前文を次の通り変更する。
 - (a) RRS 40 の最初の文章を削除し、「衣服を一時的に追加したり脱いだりする場合を除き、各競技者は、クラス規則 4.2 (a)に従って、個人用浮揚用具を水上にいる間は常に適切に着用しなければならない」と置き換える。
 - (b) 第4章の前文の「第4章の規則は、」の後に「指示 1.4 (a) によって修正されたRRS 40 を除き、」を追加する。
- 1.4 RRS付則Pが適用される。
- 1.5 RRS付則Tが適用される。

2 競技者への通告

選手への通告は、セーリングハウス1階に設置された公式掲示板に掲示される。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、その日の最初のレースのスタート予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示する。 ただし、レース日程の変更については、発効する前日の 18 時までに掲示される。

4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、セーリングハウス前に設置された信号柱に掲揚する。
- 4.2 **[NP][DP]** 音響 1 声と共に掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗の掲揚後 30 分以降に発せられる。」 ことを意味する。 艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。



5 レース日程

3月20日(水)	10:00-12:00 大会受付
	13:00-15:00 計測
	16:00 開会式、スキッパーズ・ミーティング
3月21日(木)	08:30 コーチ・ミーティング
	09:55 最初のレースの予告信号
3月22日(金)	08:30 コーチ・ミーティング
	09:55 最初のレースの予告信号
3月23日(土)	08:30 コーチ・ミーティング
	09:55 最初のレースの予告信号
3月24日(日)	08:00 コーチ・ミーティング
	09:25 最初のレースの予告信号
	16:00 閉会式
	なお、閉会式の予定時刻が変更される場合は、最終レース終了
	後掲示される。
	3月20日(水) 3月21日(木) 3月22日(金) 3月23日(土)

- 5.2 合計 12 レースを予定する。1 日に行われるレースは 5 レースまでとする。
- 5.3 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する 5 分前までに音響 1 声と共に「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚する。
- 5.4 最終日は、13:00 より後に予告信号を発しない。

6 クラス旗

クラス旗は、「OP」旗とする。

7 レース・エリア

- 7.1 添付1にレース・エリアの位置を示す。
- 7.2 レース・エリア (A or B) については、毎朝のコーチ・ミーティングの場で発表される。また、 海上にてレース・エリアを変更する場合は、レース委員会の信号艇(以下シグナル・ボートという) にL旗を掲げ指示する。

8 コース

- 8.1 添付 2 は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、シグナル・ボートに最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9 マーク

- 9.1 マーク 1、2、3S及び 3Pは、オレンジ色円錐形ブイとする。
- 9.2 スタート・マークはレース委員会艇とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークはスターボードの端にあるレース委員会艇とポートの端にある黄色円筒形ブイとする。
- 9.4 指示 12.1 に規定する新しいマークは、ピンク色円筒形ブイとする。

10 障害物の区域

添付1に示された[危険区域]は障害物とする。

11 スタート

11.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上で「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚しているポールの間とする。



帆走指示書

- 11.2 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、「スタートしなかった艇(DNS)」として記録される。 これは RRS A4及びA5を変更している。
- 11.3 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示されるRRS30.4 に抵触した「艇のセール・ナンバー」は次のレースの予告信号以前にシグナル・ボートのスターンに掲示される。
- 11.4 **[NP]** 指示 11.3 以外で、スタート時にUFD及びBFDと記録された艇のセール番号を、そのレースが終了後、シグナル・ボートのスターンに掲示する。この掲示に関して艇からの救済要求は認めなれない。これはRRS60.1 (b) を変更している。
- 11.5 **[DP]** フィニッシュした艇は、レース中の艇を十分に避けて、スタート・エリアまたはハーバーへ戻らなければならない。
- 11.6 待機エリアの境界は、オレンジ色の円筒形のマーシャル・ブイで示される。

12 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

13 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールとポートの端のフィニッシュ・マークのコースの側の間とする。

14 ペナルティー方式

- 14.1 **[SP]** の記されたSIの規則、及び装備、艤装に関するクラスルール(標準ペナルティーガイドラインに記される)の違反に対する標準ペナルティーガイドラインは、3 月 20 日 16:00 までに掲示される。標準ペナルティーが課された艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これはRRS A11 を変更している。
- 14.2 RRS T1 に基づく「レース後のペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これはRRS A11 を変更している。
- 14.3 **[DP]** レース公示の規則、クラス規則、RRS付則Gの規則及びRRS77 の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が裁量により失格よりも軽減することができる。

15 タイム・リミットとターゲット・タイム及びフィニッシュウィンドウ

15.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは次の通りとする。

タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	フィニッシュウィンドウ	ターゲット・タイム
8 0分	25 分	15 分	50分

- 15.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。これはRRS32.1を変更している。
- 15.2 ターゲット・タイム通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これはRRS62.1(a)を変更している。
- 15.3 最初の艇が、コースを帆走してフィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これはRRS35 およびA4、A5 を変更している。

16 抗議と救済要求

- 16.1 抗議しようとする艇は、レース委員会に通知するため、フィニッシュ・ラインのスターボードの端に 位置するレース委員会艇のスターボード側に近づき、被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければな らない。これはRRS61.1(a)を変更している。
- 16.2 抗議書は、プロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求または審問の再開の要求は、適切



帆走指示書

な時間内に提出されなければならない。

- 16.3 抗議締切時間は、その日の最終レースで最終艇がフィニッシュした時刻、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」と信号を発した時刻のいずれか遅い方の 60 分後とし、その時刻を公式掲示板に掲示する。
- 16.4 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている選手に通告するために、 抗議締切時刻から 15 分以内に通告を掲示する。審問はセーリングハウス 1 階会議室にあるプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。
- 16.5 レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会による抗議の通告をRRS61.1 (b) に基づき 伝えるため公式掲示板に掲示する。
- 16.6 RRS42 の違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、公式掲示板に掲示される。
- 16.7 レースを行う最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。
 - (a) 要求する当事者が最終日の前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - (b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 20 分以内。 これはRRS66 を変更している。
- 16.8 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これはRRS62.2 を変更している。
- 16.9 規則 70.5 に基づき、プロテスト委員会の判決を持って最終とする。

17 得点

- 17.1 シリーズが成立するためには、4レースを完了することを必要とする。
- 17.2 シリーズの得点
 - (a) 6 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、全レース得点の合計とする。
 - (b) 6 レースから 9 レースまで完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
 - (c) 10 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い方から 2 つの得点を除外したレース得点の合計とする。
- 17.3 掲示されたレースまたはシリーズの成績について誤りがあると思われる場合、艇はレース委員会に得点の照会を書面で求めることができる。

18 安全規定 [NP]

- 18.1 **[SP] [DP]** 選手は、出艇前の予告信号予定時刻の 80 分前から 20 分前までの間に出艇申告所に用意された申告用紙に出艇のサインをしなければならない。また、帰着後はすみやかに用意された申告用紙に帰着のサインをしなければならない。その日のレース終了後は遅くとも抗議締切時間までにサインしなければならない。
- 18.2 **[SP] [DP]** 出艇しない艇は出艇申告受付時間内に、また、レースからリタイアした艇は帰着後速やかに、出着艇申告所にある「リタイア報告書」にそのことを記入しなければならない。レースからリタイアした艇は、コースを離れる前に、可能であればレース委員会またはレスキュー艇にリタイアを伝えなければならない。
- 18.3 **[DP]** 救助を必要とする選手は、笛を吹くかパドルまたは片腕を振って、知らせなければならない。 レース委員会は、救助を要すると判断した場合には、救助を必要とする選手の意向にかかわらず、救助することができる。これは救済要求の根拠にはならない。これはRRS62.1(a)を変更している。

19 装備の交換 [NP] [DP]

- 19.1 損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、その委員会に書面(装備交換申請書)でしなければならない。書面は出着艇申告所で入手できる。
- 19.2 損傷または紛失した装備の交換が海上の場合、帰着後最初の適当な機会に19.1 の書面を提出すると



帆走指示書

ともに損傷した装備と交換した装備品の両方をテクニカル委員会に提示しなければならない。その交換は、テクニカル委員会の承認を条件として過去にさかのぼって認められる。

20 装備と計測のチェック [NP] [DP]

艇または装備は、クラス規則、レース公示または帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。 各レースで上位 10 位までにフィニッシュした艇は、フィニッシュ後すみやかにフィニッシュ・ラインのスターボードに位置するテクニカル委員会艇に向かわなければならない。海上計測を受けるまで、艇にいかなる調整もしてはならない。

21 広告 [NP] [DP]

艇は、主催団体から大会広告を支給された場合、WS規定 20 に従い艇に広告を表示しなければならない。

22 オフィシャル・ボート

オフィシャル・ボートの標識は、次のとおりとする。

レース委員会の信号艇	「JODA Championship」旗
	· · ·
レース委員会艇	「緑色」旗
プロテスト委員会艇	「JURY」旗
テクニカル	「MEASURMENT」旗
支援艇	「ピンク色」旗

23 支援艇

- 23.1 [NP] 支援艇は、海上では常時ピンク色旗を掲揚していなければならない。
- 23.2 **[NP]** 支援艇の乗員は、準備信号からレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期あるいはレースの中止の信号を発するまで、支援艇の制限区域に入ってはならない。(コース・エリアから 100 メートル以上。) ただし、全ての艇が、マーク 2 を通過した後、フィニッシュ・ラインのスターボード側の支援艇待機エリアに移動することができる。また、支援艇は、スタート後、スタート待機エリアからフィニッシュ待機エリアまでセンターチャンネルを通って移動できる(添付 2 参照)。レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会艇が、コース・エリアからさらに離れるよう指示した場合は、直ちに従わなければならない。
- 23.3 指示23.4で規定された救助活動に従事する場合を除き、支援艇はコース・エリアの周りを移動する際、その引き波の影響をレース中の艇に与えてはならない。
- 23.4 全ての支援艇に対する救助活動の要請は、レース委員会艇に数字旗 8 を掲揚して通告する。この要請があった場合、支援艇はコース・エリアに入ることができる。ただし、支援艇は救助活動を除き、レース艇に援助を与えてはならない。援助はRRS41 と同義とする。
- 23.5 支援艇は、安全確保のため大会運営が有料にて貸し出す無線機を出艇から帰着まで傍受しなければならない。

24 ごみ処分 [NP] [DP]

ごみは、支援艇、レース委員会艇またはプロテスト委員会艇に渡してもよい。

25 責任の否認

選手は自分自身の責任で大会に参加する。RRS4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、 大会の前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。



26 保険 [NP]

レース公示のとおり

添付1 「レース・エリア」 ※ AエリアまたはBエリアを使用する。



潮汐表(福岡船だまり)

3/21	大潮	3/22 大潮		3/23 大潮		3/23 中潮	
満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮
時	時	時	時	時	時	時	時
10:14	03:55	10:48	04:31	11:20	05:04	11:50	05:35
22:29	15:58	23:11	16:38	23:52	17:17		17:55



添付2「コース」

コース:スタート-1-2-3s/3p-フィニッシュ

